

福島未来政策研究会入会のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

11月20日執行の県議会議員選挙では、皆様方の力強いご支援とご協力を賜り、再び西山尚利君を県政の壇上にお送りいただきましたこと、心から深く感謝を申し上げます。

この度、西山君と将来の福島を創造するため、福島未来政策研究会を発足いたしました。

福島未来政策研究会とは、福島県議会議員西山尚利君を支援する政治資金団体で、20歳以上の日本国籍をお持ちの方なら、どなたでも入会いただけます。

個人によるご寄付で、自由な発想と政治活動を西山君に期待し、また実践していただきたいとの思いであります。

ご支援いただきました寄付金は、政治活動経費として適正に処理させていただくとともに、郷土発展のため会員相互の研鑽、意思交流、親睦活動や各分野における政策提言を積極的に討議・策定・建議し活動し対応してまいります。

なにとぞ本趣旨にご賛同を賜り、本規約をご参照のうえ、会員としてご入会いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年1月吉日

福島未来政策研究会

顧問 千葉 政行

世話人代表 渡辺 豊

福島未来政策研究会 規約

- 第1条 本会は、「福島未来政策研究会」と称する
- 第2条 本会の事務所を、福島市土湯温泉町字杉ノ下25番地の、西山尚利事務所内に置く
- 第3条 本会は西山尚利君の政治活動を支援し、同君を通じて会員の要望を政治に反映させ、併せて会員相互の啓発と親睦を図り、ともに前進することを目的とする
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するため、座談会・講演会・研修会などを開催し、印刷物の発行その他必要な事業若しくは活動を行う
- 第5条 ①会員 会員は本会の目的に賛同した方とする
- ②会費 年額 1口 1万円
口数は随意とするが、1口以上をお願いする
- ③納入 1年ごとに、まとめて払い込むものとする
- 第6条 ①本会に世話人若干名・会計責任者1名・会計責任者代行その他若干名の役員をおくものとする
- ②重要事項を諮問するため本会に顧問をおくことができる
- 第7条 本会の運営に必要な経費は、会費・寄付金その他の収入を以ってあてる
- 第8条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする
- 第9条 本会の運営については、世話人会でこれを決定する。